令和8年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	緊急農業経営維持・向上支援事業	①社会情勢の影響による資材価格の高騰により経営が悪化している農業者の経済的負担の軽減を図ることで、農業者の経営維持及び向上に資することを目的とする。 ②パイプハウスの設置、修繕及び解体・撤去に要する費用。 　生産管理用機械の購入に関する費用。 ③パイプハウス設置等経費　3,000千円×1/2×5件＝7,500千円 　生産管理用機械購入経費　5,000千円×1/2×8件＝20,000千円 ④市内に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を有する法人で農業を営む者、または市内に事業所又は生産を行う場所を有する個人又は法人で市内において農業を営む者のうち、販売実績があり今後も経営を継続する意思がある者	R8.6	R9.3
2	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	コミュニティバス物価高騰対策実証運行事業	①物価高騰に伴うバス事業者の経営悪化により、路線の減便及び廃止が相次いでいることから、現在市主体で委託運行している福祉バスを拡充した新たなコミュニティバスを運行するため、無償の実証運行を行い、地域に不可欠な交通手段を確保することを目的とする。 ②コミュニティバスの実証運行に係る委託料 ③積算根拠 ●コミュニティバス実証運行委託料：16,726,000円 （うち15,000,000円に交付金を充当） 1号車：運行単価71,500円×1.1×47回 2号車：運行単価72,000円×1.1×47回 3号車：運行単価72,000円×1.1×47回 4号車：運行単価71,500円×1.1×71回 ④コミュニティバス利用者	R8.4	R9.3
3	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	緊急対策農業経営維持・向上支援事業	①社会情勢の影響による資材価格の高騰により経営が悪化している農業者の経済的負担の軽減を図ることで、農業者の経営維持及び向上に資することを目的とする。 ②パイプハウスの設置、修繕及び解体・撤去に要する費用。 　生産管理用機械の購入に関する費用。 ③パイプハウス設置等経費　6,320千円×1/2＝3,160千円 　生産管理用機械購入経費　40,000千円×1/2＝20,000千円 ④市内に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を有する法人で農業を営む者、または市内に事業所又は生産を行う場所を有する個人又は法人で市内において農業を営む者のうち、販売実績があり今後も経営を継続する意思がある者	R8.9	R9.3